毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目　次

教育委員会公告
○公の施設の指定管理者の募集（生涯学習課）……1
○公の施設の指定管理者の募集（保健体育課）六件……2
ページ

教育委員会公告

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成十七年七月二十七日

秋田県教育委員会委員長　渡　部　聡

一　公の施設の概要

(一)　名称

秋田県青少年交流センター

(二)　所在地

秋田市寺内神屋敷三番一号

(三)　設置目的

青少年に対する研修を行うとともに、青少年の交流及び学習の機会を提供することにより青少年団体の自主的活動を促進し、もって社会教育の振興を図るために設置する。

(四)　規模等（宿泊施設）

鉄筋コンクリート造地上三階、延床面積約二千八百平方メートル

(五)　主な施設

宿泊室（和室、洋室、特別室）、大広間

二　指定管理者に行わせる管理の業務

(一)　秋田県青少年交流センター（以下「センター」という。）宿泊施設の使用の許可及びその取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

(二)　センター宿泊施設及び設備の維持管理に関する業務

(三)　センター宿泊施設を使用する青少年及びその団体の交流の促進に関する業務

(四)　(一)から(三)までに掲げるもののほか、センター宿泊施設の管理に関し教育委員会が必要と認める業務

三　管理を行わせる期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで（予定）

四　申請をする団体に必要な資格等

(一)　申請をする団体に必要な資格

県内に主たる事務所を有し、旅館営業又はホテル営業の管理運営実績を有する法人その他の団体であること。

(二)　申請をすることができない団体

(1)　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当する団体でその事実があった後二年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後二年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）

(2)　申請の日において現に県の指名停止措置を受けている団体

(3)　申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている団体

(4)　秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体

五　申請の手続

(一)　指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

(1)　指定の期間に係る年度ごとのセンター宿泊施設の事業計画書

(2)　定款若しくは寄附行為及び登記簿の謄本又はこれらに準ずる書類

(3)　直近過去三カ年度分の事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類

(4)　役員名簿及び役員の履歴を記載した書類

(5)　類似施設における業務実績を記載した書類（原則として過去五年間）

(6)　秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前の一月以内に交付されたもの）

(7)　(1)から(6)までに掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(二)　提出場所

郵便番号〇一〇―八五八〇　秋田市山王三丁目一番一号

秋田県教育庁生涯学習課調整・企画班（電話番号〇一八―八六〇―五一八一）

(三)　提出期限

平成十七年八月二十六日（金）午後五時十五分まで

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。

六　選定の方法、基準及び時期

㈠　教育委員会指定管理者（候補者）選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

(1)　県民の平等な利用が確保されること。

(2)　センターの設置の目的が効果的に達成されること。

(3)　効率的な管理が行われること。

(4)　適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

(5)　(1)から(4)までに掲げるもののほか、センターの設置の目的又は性質に応じ、教育委員会が必要と認めて定める基準

㈡　選定は、平成十七年十月中旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

七　募集要項の交付

五㈡に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する休日を除き、平成十七年七月二十七日（水）から平成十七年八月二十六日（金）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、二百円切手をはった宛先明記の返信用封筒（定形外角形二号）を同封すること。

八　説明会

㈠　日時

平成十七年八月二日（火）午前十時

㈡　場所

秋田市寺内神屋敷三番一号　秋田県青少年交流センター

㈢　その他

説明会への参加を希望する団体は、応募する施設名及び参加人数を明記の上、説明会前日の正午までに九㈤にファクシミリで連絡すること。

九　その他

㈠　指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

㈡　指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

㈢　センター宿泊施設の利用料金は、指定管理者が知事の承認を受けて額を定め、自己の収入として収受するものとする。

㈣　詳細は、募集要項による。

㈤　問い合わせ先

秋田県教育庁生涯学習課調整・企画班（電話番号〇一八―八六〇―五一八一・ファクシミリ〇一八―八六〇―五八一六）

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成十七年七月二十七日

秋田県教育委員会委員長　渡　部　　聡

一　公の施設の概要

㈠　名称

秋田県立体育館

㈡　所在地

秋田市八橋運動公園一番十二号

㈢　設置目的

秋田県立体育館（以下「体育館」という。）の利用を通じ、スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

㈣　規模等

鉄筋コンクリート造地上三階、延床面積約七千六百平方メートル

㈤　主な施設

大体育館、小体育館、器具庫、控室、シャワー室、トレーニング室、スタンド

二　指定管理者に行わせる管理の業務

㈠　使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

㈡　施設及び設備の維持管理に関する業務

㈢　体育館の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務

㈣　㈠から㈢までに掲げるもののほか、体育館の管理に関し教育委員会が必要と認める業務

三　管理を行わせる期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで（予定）

四　申請をする団体に必要な資格等

㈠　申請をする団体に必要な資格

県内に主たる事務所を置く法人その他の団体であること。

㈡　申請をすることができない団体

(1)　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当する団体でその事実があった後二年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後二年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）

(2) 申請の日において現に県の指名停止措置を受けている団体
(3) 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている団体
(4) 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体

五　申請の手続

㈠　指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

(1) 指定の期間に係る年度ごとの体育館の事業計画書
(2) 定款若しくは寄附行為及び登記簿の謄本又はこれらに準ずる書類
(3) 直近過去三カ年度分の事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
(4) 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類
(5) 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納が無いことの証明書（申請書提出日前の一月以内に交付されたもの）
(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

㈡　提出場所

郵便番号〇一〇―八五八〇　秋田市山王三丁目一番一号
秋田県教育庁保健体育課調整・企画班（電話番号〇一八―八六〇―五二〇二）

㈢　提出期限

平成十七年八月二十六日（金）午後五時十五分まで
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。

六　選定の方法、基準及び時期

㈠　教育委員会指定管理者（候補者）選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

(1) 県民の平等な利用が確保されること。
(2) 体育館の設置の目的が効果的に達成されること。
(3) 効率的な管理が行われること。
(4) 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、体育館の設置の目的又は性質に応じ、教育委員会が必要と認めて定める基準

㈡　選定は、平成十七年十月中旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

七　募集要項の交付

五㈡に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する休日を除き、平成十七年七月二十七日（水）から平成十七年八月二十六日（金）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで交付する。
なお、郵送で交付を求める場合は、二百円切手をはった宛先明記の返信用封筒（定形外角形二号）を同封すること。

八　説明会（募集する各体育施設共通の説明会とする。）

㈠　日時

平成十七年八月三日（水）午前十時

㈡　場所

秋田市山王三丁目一番一号　秋田県庁第二庁舎五階五十二会議室

㈢　その他

説明会への参加を希望する団体は、応募する施設名及び参加人数を明記の上、説明会前日の正午までに九㈤にファクシミリで連絡すること。

九　その他

㈠　指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
㈡　指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
㈢　体育館の管理の業務に要する経費に充てるため、年度ごとに予算の範囲内で委託料を支払う。
㈣　詳細は、募集要項による。
㈤　問い合わせ先

秋田県教育庁保健体育課調整・企画班（電話番号〇一八―八六〇―五二〇二・ファクシミリ〇一八―八六〇―五二〇七）

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成十七年七月二十七日

秋田県教育委員会委員長　渡　部　　聡

一　公の施設の概要

㈠　名称

秋田県立スケート場

㈡　所在地

秋田市新屋町字砂奴寄二番二号

㈢　設置目的

秋田県立スケート場（以下「スケート場」という。）の利用を通じ、スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

㈣　規模等

鉄骨アーチ造地上一階、延床面積約一万一千八百平方メートル

(五) 主な施設

スピードリンク四千三百六十七平方メートル、ホッケーリンク一千七百八十平方メートル、更衣室、医務室

二　指定管理者に行わせる管理の業務

(一) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

(二) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(三) スケート場の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、スケート場の管理に関し教育委員会が必要と認める業務

三　管理を行わせる期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで（予定）

四　申請をする上で必要な条件

公の施設の効果的及び効率的な管理のため、スケート場とともに県立野球場及び県立運動広場に係る指定管理者の申請を併せて行うこと。

五　申請をする団体に必要な資格等

(一) 申請をする団体に必要な資格

県内に主たる事務所を置く法人その他の団体であること。

(二) 申請をすることができない団体

(1) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当する団体でその事実があった後二年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後二年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）

(2) 申請の日において現に県の指名停止措置を受けている団体

(3) 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている団体

(4) 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体

六　申請の手続

(一) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

(1) 指定の期間に係る年度ごとのスケート場の事業計画書

(2) 定款若しくは寄附行為及び登記簿の謄本又はこれらに準ずる書類

(3) 直近過去三カ年度分の事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類

(4) 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類

(5) 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納が無いことの証明書（申請書提出日前の一月以内に交付されたもの）

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(二) 提出場所

郵便番号〇一〇―八五八〇　秋田市山王三丁目一番一号

秋田県教育庁保健体育課調整・企画班（電話番号〇一八―八六〇―五二〇二）

(三) 提出期限

平成十七年八月二十六日（金）午後五時十五分まで

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。

七　選定の方法、基準及び時期

(一) 教育委員会指定管理者（候補者）選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

(1) 県民の平等な利用が確保されること。

(2) スケート場の設置の目的が効果的に達成されること。

(3) 効率的な管理が行われること。

(4) 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、スケート場の設置の目的又は性質に応じ、教育委員会が必要と認めて定める基準

(二) 選定は、平成十七年十月中旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

八　募集要項の交付

六(二)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する休日を除き、平成十七年七月二十七日（水）から平成十七年八月二十六日（金）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、二百円切手をはった宛先明記の返信用封筒（定形外角形二号）を同封すること。

九　説明会（募集する各体育施設共通の説明会とする。）

(一) 日時

平成十七年八月三日（水）午前十時

(二) 場所

秋田市山王三丁目一番一号　秋田県庁第二庁舎五階五十二会議室

(三) その他

説明会への参加を希望する団体は、応募する施設名及び参加人数を明記の上、説明会前日の正午までに十(五)にファクシミリで連絡すること。

十　その他

(一) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
(二) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
(三) スケート場の管理の業務に要する経費に充てるため、年度ごとに予算の範囲内で委託料を支払う。
(四) 詳細は、募集要項による。
(五) 問い合わせ先
秋田県教育庁保健体育課調整・企画班（電話番号〇一八―八六〇―五二〇二・ファクシミリ〇一八―八六〇―五二〇七）

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成十七年七月二十七日　秋田県教育委員会委員長　渡　部　　聡

一　公の施設の概要
(一) 名称
秋田県立野球場
(二) 所在地
秋田市新屋町字砂奴寄四番五号
(三) 設置目的
秋田県立野球場（以下「野球場」という。）の利用を通じ、スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。
(四) 規模等
鉄筋コンクリート造及びPC造地上二階、グラウンド面積約一万四千平方メートル
(五) 主な施設
グラウンド両翼百メートル・センター百二十二メートル、スタンド棟一階四千六百三平方メートル、二階九百七十二平方メートル、固定席一万五千席、照明塔四基、スコアボード、バックスクリーン
二　指定管理者に行わせる管理の業務
(一) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
(二) 施設及び設備の維持管理に関する業務
(三) 野球場の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務
(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、野球場の管理に関し教育委員会が必要と認める業務
三　管理を行わせる期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで（予定）
四　申請をする上で必要な条件
公の施設の効果的及び効率的な管理のため、野球場とともに県立スケート場及び県立運動広場に係る指定管理者の申請を併せて行うこと。
五　申請をする団体に必要な資格等
(一) 申請をする団体に必要な資格
県内に主たる事務所を置く法人その他の団体であること。
(二) 申請をすることができない団体
(1) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当する団体でその事実があった後二年を経過していないもの
（同項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後二年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）
(2) 申請の日において現に県の指名停止措置を受けている団体
(3) 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている団体
(4) 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体
六　申請の手続
(一) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
(1) 指定の期間に係る年度ごとの野球場の事業計画書
(2) 定款若しくは寄附行為及び登記簿の謄本又はこれらに準ずる書類
(3) 直近過去三カ年度分の事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
(4) 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類
(5) 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納が無いことの証明書（申請書提出日前の一月以内に交付されたもの）
(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類
(二) 提出場所
郵便番号〇一〇―八五八〇　秋田市山王三丁目一番一号
秋田県教育庁保健体育課調整・企画班（電話番号〇一八―八六〇―五二〇二）
(三) 提出期限
平成十七年八月二十六日（金）午後五時十五分まで
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。
七　選定の方法、基準及び時期
(一) 教育委員会指定管理者（候補者）選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

(1) 県民の平等な利用が確保されること。
(2) 野球場の設置の目的が効果的に達成されること。
(3) 効率的な管理が行われること。
(4) 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、野球場の設置の目的又は性質に応じ、教育委員会が必要と認めて定める基準

㈡ 選定は、平成十七年十月中旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

八 募集要項の交付

六㈡に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する休日を除き、平成十七年七月二十七日（水）から平成十七年八月二十六日（金）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、二百円切手をはった宛先明記の返信用封筒（定形外角形二号）を同封すること。

九 説明会（募集する各体育施設共通の説明会とする。）

㈠ 日時
平成十七年八月三日（水）午前十時

㈡ 場所
秋田市山王三丁目一番一号　秋田県庁第二庁舎五階五十二会議室

㈢ その他
説明会への参加を希望する団体は、応募する施設名及び参加人数を明記の上、説明会前日の正午までに十㈤にファクシミリで連絡すること。

十 その他

㈠ 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

㈡ 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

㈢ 野球場の管理の業務に要する経費に充てるため、年度ごとに予算の範囲内で委託料を支払う。

㈣ 詳細は、募集要項による。

㈤ 問い合わせ先
秋田県教育庁保健体育課調整・企画班（電話番号〇一八―八六〇―五二〇二・ファクシミリ〇一八―八六〇―五二〇七）

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成十七年七月二十七日

秋田県教育委員会委員長　渡　部　　聡

一 公の施設の概要

㈠ 名称
秋田県立運動広場

㈡ 所在地
(1) 秋田市新屋町字砂奴寄四番六号
(2) 秋田市豊岩石田坂字館野二十一番九号

㈢ 設置目的
秋田県立運動広場（以下「運動広場」という。）の利用を通じ、スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

㈣ 規模等
(1) 野球広場　敷地面積約二万一千平方メートル、軟式野球場四面、夜間照明塔八基（所在地㈡―(1)）
(2) テニスコート　敷地面積約九千八百平方メートル、クレーコート九面、夜間照明塔八基、観覧席（所在地㈡―(1)）
(3) ラグビー・サッカー場　敷地面積約三万二千平方メートル、メイングランド一面、サブグランド一面、夜間照明塔十三基（所在地㈡―(2)）

二 指定管理者に行わせる管理の業務

㈠ 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

㈡ 施設及び設備の維持管理に関する業務

㈢ 運動広場の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務

㈣ ㈠から㈢までに掲げるもののほか、運動広場の管理に関し教育委員会が必要と認める業務

三 管理を行わせる期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで（予定）

四 申請をする上で必要な条件
公の施設の効果的及び効率的な管理のため、運動広場とともに県立野球場及び県立スケート場に係る指定管理者の申請を併せて行うこと。

五 申請をする団体に必要な資格等

㈠ 申請をする団体に必要な資格
県内に主たる事務所を置く法人その他の団体であること。

㈡ 申請をすることができない団体
(1) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項各

号のいずれかに該当する団体でその事実があった後二年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後二年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）

(2) 申請の日において現に県の指名停止措置を受けている団体

(3) 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている団体

(4) 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体

六　申請の手続

㈠　指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

(1) 指定の期間に係る年度ごとの運動広場の事業計画書

(2) 定款若しくは寄附行為及び登記簿の謄本又はこれらに準ずる書類

(3) 直近過去三カ年度分の事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類

(4) 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類

(5) 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納が無いことの証明書（申請書提出日前の一月以内に交付されたもの）

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

㈡　提出場所

郵便番号〇一〇―八五八〇　秋田市山王三丁目一番一号

秋田県教育庁保健体育課調整・企画班（電話番号〇一八―八六〇―五二〇二）

㈢　提出期限

平成十七年八月二十六日（金）午後五時十五分まで

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。

七　選定の方法、基準及び時期

㈠　教育委員会指定管理者（候補者）選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

(1) 県民の平等な利用が確保されること。

(2) 運動広場の設置の目的が効果的に達成されること。

(3) 効率的な管理が行われること。

(4) 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、運動広場の設置の目的又は性質に応じ、教育委員会が必要と認めて定める基準

㈡　選定は、平成十七年十月中旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

八　募集要項の交付

六㈡に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する休日を除き、平成十七年七月二十七日（水）から平成十七年八月二十六日（金）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、二百円切手をはった宛先明記の返信用封筒（定形外角形二号）を同封すること。

九　説明会（募集する各体育施設共通の説明会とする。）

㈠　日時

平成十七年八月三日（水）午前十時

㈡　場所

秋田市山王三丁目一番一号　秋田県庁第二庁舎五階五十二会議室

㈢　その他

説明会への参加を希望する団体は、応募する施設名及び参加人数を明記の上、説明会前日の正午までに十㈤にファクシミリで連絡すること。

十　その他

㈠　指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

㈡　指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

㈢　運動広場の管理の業務に要する経費に充てるため、年度ごとに予算の範囲内で委託料を支払う。

㈣　詳細は、募集要項による。

㈤　問い合わせ先

秋田県教育庁保健体育課調整・企画班（電話番号〇一八―八六〇―五二〇二・ファクシミリ〇一八―八六〇―五二〇七）

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成十七年七月二十七日

秋田県教育委員会委員長　渡部　聡

一　公の施設の概要

㈠　名称

秋田県立総合プール

㈡　所在地

秋田市新屋町字砂奴寄四番五十号

㈢　設置目的

秋田県立総合プール（以下「プール」という。）の利用を通じ、スポーツの普

及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(四) 規模等

鉄筋コンクリート及び鉄骨造地上三階、延床面積約一万四千平方メートル

(五) 主な施設

メインプール五十メートル・十コース、飛び込みプール二十五メートル×二十メートル、サブプール二十五メートル・八コース、観客席（固定）千三百四十八席、同（仮設）八百席

二　指定管理者に行わせる管理の業務

(一) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

(二) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(三) プールの利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、プールの管理に関し教育委員会が必要と認める業務

三　管理を行わせる期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで（予定）

四　申請をする団体に必要な資格等

(一) 申請をする団体に必要な資格

県内に主たる事務所を置く法人その他の団体であること。

(二) 申請をすることができない団体

(1) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当する団体でその事実があった後二年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後二年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）

(2) 申請の日において現に県の指名停止措置を受けている団体

(3) 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている団体

(4) 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体

五　申請の手続

(一) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

(1) 指定の期間に係る年度ごとのプールの事業計画書

(2) 定款若しくは寄附行為及び登記簿の謄本又はこれらに準ずる書類

(3) 直近過去三カ年度分の事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類

(4) 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類

(5) 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納が無いことの証明書（申請書提出日前の一月以内に交付されたもの）

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(二) 提出場所

郵便番号〇一〇―八五八〇　秋田市山王三丁目一番一号

秋田県教育庁保健体育課調整・企画班（電話番号〇一八―八六〇―五二〇二）

(三) 提出期限

平成十七年八月二十六日（金）午後五時十五分まで

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。

六　選定の方法、基準及び時期

(一) 教育委員会指定管理者（候補者）選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

(1) 県民の平等な利用が確保されること。

(2) プールの設置の目的が効果的に達成されること。

(3) 効率的な管理が行われること。

(4) 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、プールの設置の目的又は性質に応じ、教育委員会が必要と認めて定める基準

(二) 選定は、平成十七年十月中旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

七　募集要項の交付

五(二)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する休日を除き、平成十七年七月二十七日（水）から平成十七年八月二十六日（金）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、二百円切手をはった宛先明記の返信用封筒（定形外角形二号）を同封すること。

八　説明会（募集する各体育施設共通の説明会とする。）

(一) 日時

平成十七年八月三日（水）午前十時

(二) 場所

秋田市山王三丁目一番一号　秋田県庁第二庁舎五階五十二会議室

(三) その他

説明会への参加を希望する団体は、応募する施設名及び参加人数を明記の上、説明会前日の正午までに九(五)にファクシミリで連絡すること。

九　その他

(一) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
(二) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
(三) プールの管理の業務に要する経費に充てるため、年度ごとに予算の範囲内で委託料を支払う。
(四) 詳細は、募集要項による。
(五) 問い合わせ先
秋田県教育庁保健体育課調整・企画班（電話番号〇一八―八六〇―五二〇二・ファクシミリ〇一八―八六〇―五二〇七）

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成十七年七月二十七日　秋田県教育委員会委員長　渡　部　　聡

一　公の施設の概要
(一) 名称
秋田県立総合射撃場
(二) 所在地
由利本荘市岩城道川字新田沢四十三番地
(三) 設置目的
秋田県立総合射撃場（以下「射撃場」という。）の利用を通じ、スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。
(四) 規模等
敷地面積約二万五千平方メートル
(五) 主な施設
(1) クレー射撃場　トラップ専用射場二面、スキート専用射場二面
(2) ライフル射撃場　スモールボアライフル射場二十六射座、エアライフル射場二十六射座
(3) 管理棟　事務室、シャワー室、講義室、救護室他

二　指定管理者に行わせる管理の業務
(一) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
(二) 施設及び設備の維持管理に関する業務
(三) 射撃場の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務
(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、射撃場の管理に関し教育委員会が必要と認める業務

三　管理を行わせる期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで（予定）

四　申請をする団体に必要な資格等
(一) 申請をする団体に必要な資格
県内に主たる事務所を置く法人その他の団体であること。
(二) 申請をすることができない団体
(1) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当する団体でその事実があった後二年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後二年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）
(2) 申請の日において現に県の指名停止措置を受けている団体
(3) 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている団体
(4) 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体

五　申請の手続
(一) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
(1) 指定の期間に係る年度ごとの射撃場の事業計画書
(2) 定款若しくは寄附行為及び登記簿の謄本又はこれらに準ずる書類
(3) 直近過去三カ年度分の事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
(4) 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類
(5) 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納が無いことの証明書（申請書提出日前の一月以内に交付されたもの）
(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類
(二) 提出場所
郵便番号〇一〇―八五八〇　秋田市山王三丁目一番一号
秋田県教育庁保健体育課調整・企画班（電話番号〇一八―八六〇―五二〇二）
(三) 提出期限
平成十七年八月二十六日（金）午後五時十五分まで
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。

六　選定の方法、基準及び時期
(一) 教育委員会指定管理者（候補者）選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。
(1) 県民の平等な利用が確保されること。
(2) 射撃場の設置の目的が効果的に達成されること。
(3) 効率的な管理が行われること。

(4) 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、射撃場の設置の目的又は性質に応じ、教育委員会が必要と認めて定める基準

(二) 選定は、平成十七年十月中旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

七　募集要項の交付

五(二)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する休日を除き、平成十七年七月二十七日（水）から平成十七年八月二十六日（金）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、二百円切手をはった宛先明記の返信用封筒（定形外角形二号）を同封すること。

八　説明会（募集する各体育施設共通の説明会とする。）

(一) 日時

平成十七年八月三日（水）午前十時

(二) 場所

秋田市山王三丁目一番一号　秋田県庁第二庁舎五階五十二会議室

(三) その他

説明会への参加を希望する団体は、応募する施設名及び参加人数を明記の上、説明会前日の正午までに九(五)にファクシミリで連絡すること。

九　その他

(一) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

(二) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(三) 射撃場の管理の業務に要する経費に充てるため、年度ごとに予算の範囲内で委託料を支払う。

(四) 詳細は、募集要項による。

(五) 問い合わせ先

秋田県教育庁保健体育課調整・企画班（電話番号〇一八―八六〇―五二〇二・ファクシミリ〇一八―八六〇―五二〇七）

発行者　秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金　一月三千六百七十五円（税込）

印刷所　秋田市山王七丁目五番二十九号　株式会社松原印刷社　電話(862)八七六六　FAX(863)〇〇〇五　E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp
印刷者　秋田市山王七丁目五番二十九号　松原繁雄

R100 古紙配合率100%